

# 学校健診PHR導入マニュアル 概要版

2024年3月  
文部科学省

# 目次

1. 学校健診PHRとは	1
2. 学校健診PHR導入のメリット	2
3. 学校健診PHRの全体像	3
4. 学校設置者（自治体等）が行うこと	4
5. 学校（教職員）が行うこと	5
6. 児童生徒等や保護者が行うこと	6
7. 学校及び児童生徒等や保護者が行うこと（まとめ）	7

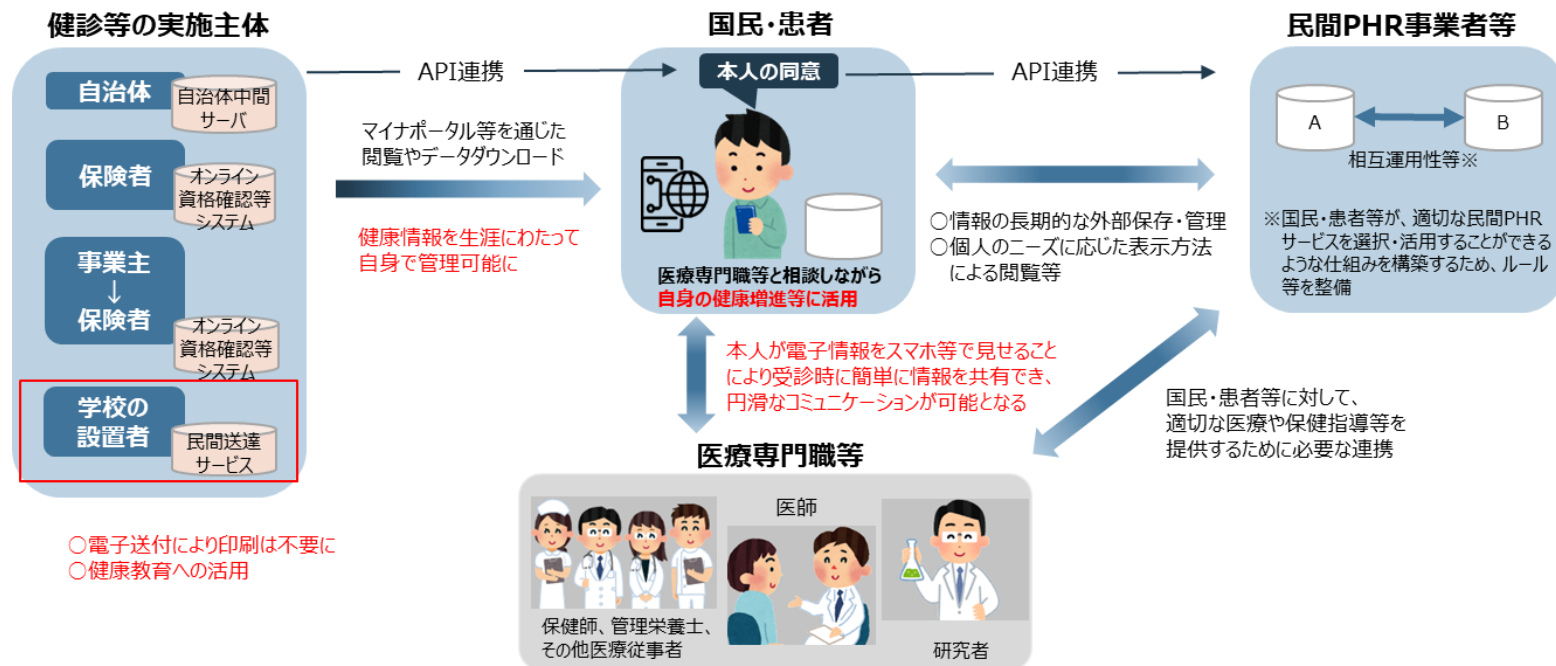
# 1. 学校健診PHRとは

政府では、社会のデジタル化の一環として、個人の健康情報等を本人が生涯にわたって電子的に管理・活用する仕組み（PHR: Personal Health Record）の構築を進めています。

既に、乳幼児健診結果や予防接種記録、薬の処方・調剤情報、特定健診結果などを、マイナポータルで閲覧・活用することが可能になっています。

この政策の一環として、文部科学省では、2019年度から、児童生徒等の学校健診結果情報をマイナポータルを通じて電子的に提供する「学校健診PHR」に取り組んできました。

また、文部科学省では学校のデジタル化を推進しており、GIGAスクール構想や、統合型校務支援システムの導入など、教育のデジタル化や校務の効率化に取り組んでいます。



〈図1〉 学校健診結果情報を含む自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み

出所：文部科学省作成

## 2. 学校健診PHR導入のメリット

### ① 統合型校務支援システム等に入力したデータを 直接送付可能です

健康ノートなどへ手書きや、統合型校務支援システム等からの印刷は不要です。

### ② 児童生徒等は健康情報を生涯にわたって 自身で管理ができます

乳幼児健診結果、予防接種履歴、薬の処方・調剤情報、特定健診結果など、様々な健診関連情報を生涯にわたって記録・活用できるようになります。

### ③ 健康教育への活用が期待されます

全ての児童生徒等の健康状態を集計・分析し、グラフ等で分かりやすく表現することが容易になり、健康教育に効果的に活用できます。

### ④ 医療従事者等と相談しながら、 自身の健康増進等に活用できます

学校健診結果情報をスマートフォンで管理することで、児童生徒等や保護者は、医療従事者などに簡便に提示するなど、医療機関における円滑なコミュニケーションに役立てることができます。

### ⑤ 家庭では子供の成長記録を家族と共有できます

日常使っているパソコンやタブレットに転送して管理できるため、失くしにくく、検索しやすくなります。



### 3. 学校健診PHRの全体像

学校健診PHRでは、学校から児童生徒等や保護者に学校健診結果情報を届ける際、以下の3つを経由します。

#### ① 統合型校務支援システム

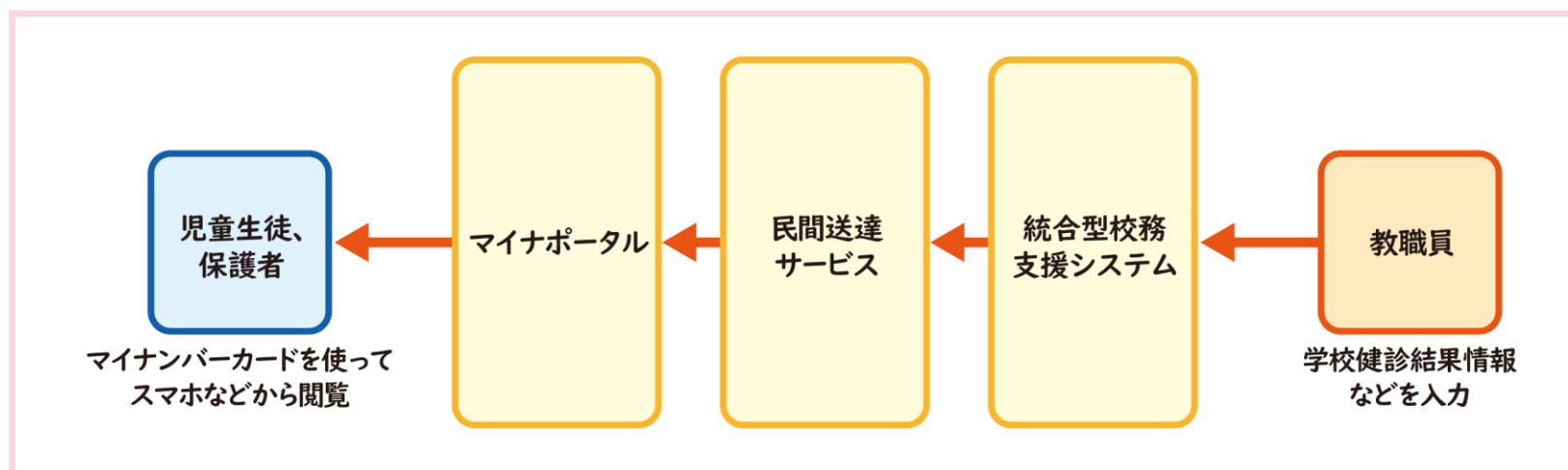
学校健診結果情報などの保健系情報以外にも、出欠や成績などの教務系、指導要録などの学籍系、学校事務系の情報を扱うシステムです。2025年3月1日現在の全国公立学校での整備率は94.8%です。

#### ② 民間送達サービス

インターネット上に自分専用の電子ポストを作り、自分宛ての情報を受け取るサービスです。

#### ③ マイナポータル

デジタル庁が提供する国民向けサービスです。マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用して、自分の情報を安全に入手・閲覧することができます。



〈図2〉 学校健診結果情報を含む自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み

出所：文部科学省作成

## 4. 学校設置者（自治体等）が行うこと

学校健診PHRを導入する際、学校設置者（教育委員会等）が行うことは、以下の3点です。

### ① 民間送達サービスと契約する

民間送達サービス各社から見積書等入手し、料金や利用条件などを比較して、どの民間送達サービスを利用するか決めて契約します。

### ② 統合型校務支援システムと民間送達サービスを連携する環境を作る

統合型校務支援システムに登録した児童生徒等の学校健診結果情報は、インターネットを經由して民間送達サービスに送ります。統合型校務支援システムをインターネットに接続する方法は、学校や学校設置者によって異なるため、ネットワーク管理者等と相談して、接続方法を決めます。

対象となる児童生徒等が多い場合は、学校健診結果情報の送付を自動化することが考えられます。自動化方法は、WebAPI（Web技術を使いシステム同士でデータを自動的にやりとりする仕組み）やRPA（人が行う作業をコンピュータが代行する仕組み）などがあります。利用している統合型校務支援システムや選択した民間送達サービスに応じて、最適な方法を検討します。

### ③ 導入校の担当教職員に研修を行う

学校健診PHRを担当する教職員等を対象に、学校健診結果情報を児童生徒等や保護者に送付する際に必要な作業や、統合型校務支援システムの操作方法などの研修を行います。教職員が行う主な作業は次頁のとおりです。

## 5. 学校（教職員）が行うこと

学校の教職員などが行う主な作業は、以下の4点です。

### ① 保護者に説明し利用意向を確認する

保護者を対象に、説明会やパンフレットなどを使って学校健診PHRのメリットや利用方法を説明し、利用意向を利用申込書で確認します。利用申込書は紙または電子的に配布・回収することが考えられます。

### ② 学校健診PHR利用者名簿を作成し民間送達サービスに登録する

統合型校務支援システムにある児童生徒等や保護者の名簿をもとに、学校健診PHR利用者名簿を作成します。作成した名簿は、民間送達サービスに登録します。

### ③ 学校健診結果情報を入力する

児童生徒等への学校健診が終わったら、学校健診結果情報を統合型校務支援システムに入力します。

### ④ 学校健診結果情報を児童生徒等や保護者の電子ポストに配信する

統合型校務支援システムを操作して、③で入力した学校健診結果情報を、児童生徒等や保護者の民間送達サービスに送付します。

※「4. 学校設置者（自治体等）が行うこと」、「5. 学校（教職員）が行うこと」の分担はあくまで想定であり、各学校設置者・学校間で適切にご判断ください。

## 6. 児童生徒等や保護者が行うこと

学校健診結果情報を見守る児童生徒等や保護者が閲覧するために行うことは、以下の3点です。

### ① 利用するかどうかを決める

説明会やパンフレットなどで学校健診PHRのメリットや利用方法を理解し、利用を希望する場合は、学校に利用申込書を提出します。

### ② 利用者登録する

学校健診PHRを利用するためには、以下の3つの登録作業が必要です。

表1 児童生徒等や保護者が行う利用者登録作業

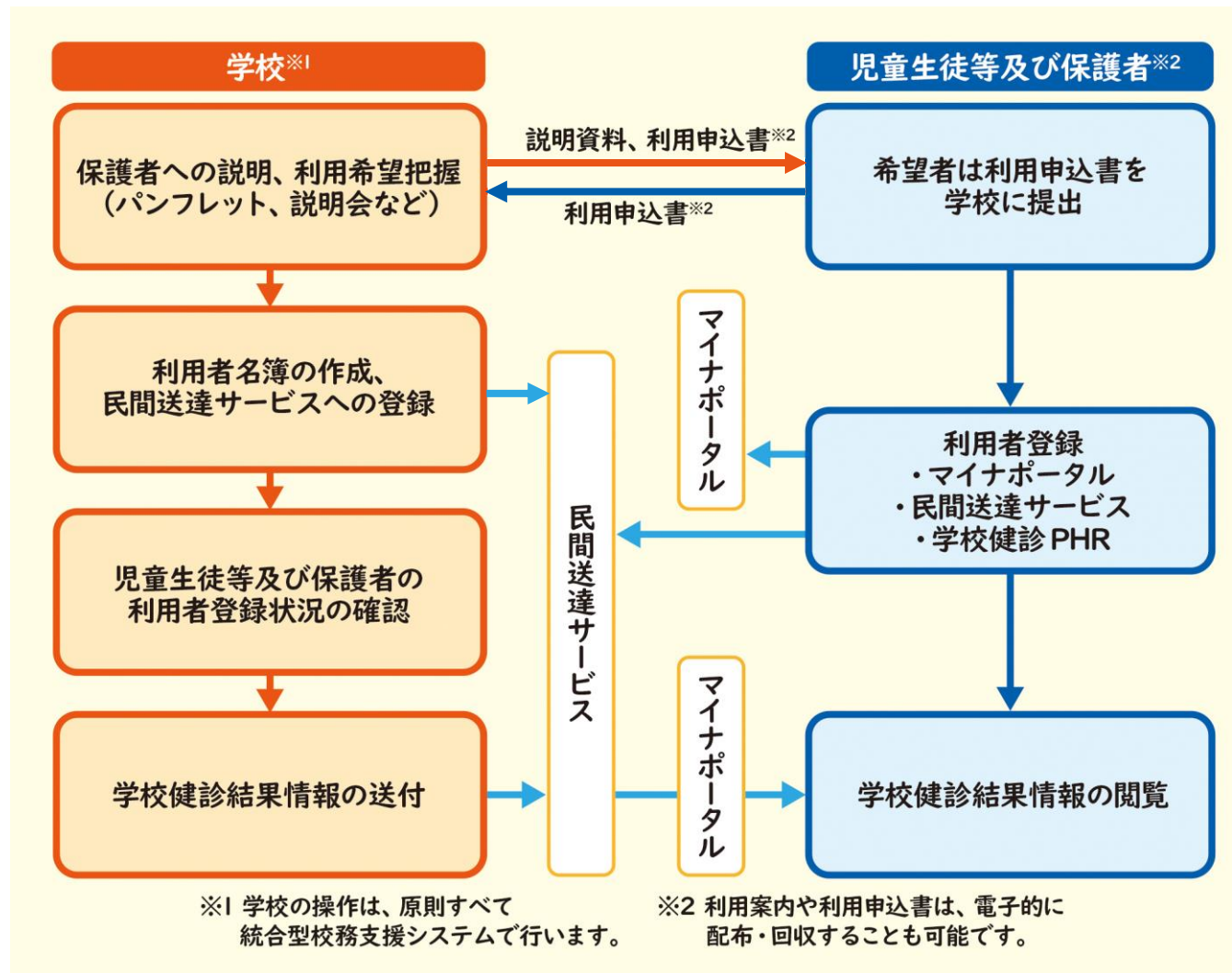
登録先	登録方法
マイナポータル	学校健診PHRでは、マイナポータルの「もっとつながる」を利用します。マイナポータルを利用する際には、マイナンバーカードが必要です。既にマイナポータルを利用している人は、新たに利用者登録をする必要はありません。
民間送達サービス	民間送達サービスへの利用者登録（アカウント作成）が必要です。既に確定申告やふるさと納税などでアカウントを持っている人は、新たに利用者登録する必要はありません。
学校健診PHR	学校から配布される資料（学校健診PHRのID情報など）を使って、民間送達サービスの中の学校健診PHR情報が閲覧できるようにします。

### ③ 学校健診結果情報を閲覧する

民間送達サービスに学校健診結果情報が送付されたら、児童生徒等や保護者にメールが届きます。マイナポータル経由で学校健診結果情報を閲覧します。

# 7. 学校及び児童生徒等や保護者が行うこと（まとめ）

学校（教職員等）及び児童生徒等や保護者が行うことをまとめると、次の図のようになります。



〈図3〉 学校及び児童生徒等や保護者が行うこと（まとめ）

出所：株式会社三菱総合研究所作成

# 学校健診PHR導入マニュアル 概要版

2024年3月 文部科学省

(2024年3月 株式会社三菱総合研究所 作成  
2026年3月 株式会社野村総合研究所 改訂)